

在外被爆者訪日団尾辻厚労相と会談、 三団体要望提出



2月28日、尾辻厚労相に要望書を提出する在外被爆者三団体

在韓被爆者

第41号
2005.4.15

(もくじ)

◆ 葬祭料訴訟に初の勝訴判決	中島竜美	2
◆ 被爆六十年・在外被爆者 「訪日団」同行記	中島竜美	3
◆ 議員懇談会報告 (05・3・1・第一議員会館第四会議室で)	石川逸子	5
◆ 一年ぶりの訪日	森田 隆	7
◆ 裴泰一さんの戦後	石川逸子	8
◆ 厚労相に三団体要望書	中島竜美	10
◆ 広島高裁、旧三菱重工徴用工らの訴えを 取り上げ、国に慰謝料支払いを命ずる	中島竜美	13
◆ 「国境を越えるヒロシマ・ナガサキ ―在外被爆者写真展―」のお知らせ	中島竜美	16

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.campus.ne.jp/~jcpd>
 E-mail : jcpd@campus.ne.jp

在韓被爆者問題市民会議
 〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20
 中島竜美方
 電話 03(3701)5916
 郵便振替 00130・2355828

葬祭料訴訟に初の勝訴判決

中島竜美

今年三月八日、長崎地裁は故崔季澈さん（七八）の奥さん白榮任さん（七六）が、被爆者援護法に基づく葬祭料の申請を却下した長崎市に処分の取消しを求めていた裁判で、在外被爆者としては初の勝訴判決が下された。判決では「被爆者たる地位は離日によって消滅するものではない」として、葬祭料は「同法の定める総合的な援護対策等の対象に当然含まれる」と原告側の主張を全面的に認め、処分の取消しを言い渡した。

葬祭料の支給は「都道府県知事」（法三十二条）となっているが、申請先については「居住地または現在地の都道府県知事」とした施行規則をめぐって争われた。そのため被告側は「国外の書類では支給の適正を確保できない」と主張。

これに対して判決では「在外被爆者を一律に排除する理由にはならない」とし、「その各条項の意味及び趣旨が一義的に明らかでない場合は、立法目的に沿うよう合理的な解釈をすべきである」と法の精神に基づく判断の必要性を強調している。

郭貴勲大阪高裁判決の確定以来、ここ一連の在外被爆者裁判では、属地主義を盾にした運用行政に対する司法の批判が一層明確になってきている。しかしその一方、韓国をはじめとする在外被爆者の現状はどうか。

現に、この訴訟の当事者だった崔季澈さん

は、さきに病床から代理人による健康管理手当の申請をして却下されたため提訴していた「手当」裁判で、昨年九月勝訴判決を勝ち取ったが、その報の直前七月に崔さんは亡くなっている。しかも、被告側が控訴したため、この裁判も係争中である。

こうした経過をみても明らかのように、国は司法の指摘によって部分修正には応えるがそれ以外は先送りしてきているのが現状だ。

またその半面、居住国での届出制などの施行規則は着々と整備され、年一回の現況届（五月）、住所変更届、それに死亡届も義務づけられている。同じ「手当」支給のうち健康管理手当の継続支給は行われながら、死亡時の「葬祭料」を支給しないというのは、何としても納得しかねる。

この点については被告の伊藤長崎市長も記者会見で次のように述べている。

「長崎市といたしましては、今回の崔さんのように、本市が交付した手帳を所持し、死亡確認が適正に行えれば死亡地が長崎市であるかどうかにかかわらず、支給の対象とすべきでないかと考え、これまで機会あるごとに厚生労働省に本市の考えを説明し、申し入れを行ってまいりました。」

現時点では本日の判決文の具体的内容を精査しておりませんので、これ以上は差し控えますが、本業務は法定受託事務でありますし、

現在広島市・大阪府でも同様の事件が係争中でありますので、今後の方向につきましては国と十分に協議するつもりです」と、言外に「法定受託事務」をおこなう被爆地長崎市の苦渋を匂わせている。翌三月九日、衆議院厚生労働委員会でもこの問題が取り上げられた。

質問に立った阿部知子氏に対して尾辻厚労相は「従来政府が言ってまいりましたには、（葬祭料は在外被爆者に）被爆者援護法の支給対象とはならないということを言ってきたんですが、昨日の判決は、そのことを認めずといいますが、葬祭料を払うべきだという判断でございました」（寝たきりの）そうした方々、改めてどういう状態におりるか、どのくらいおられるとか、いろいろのことをまた私どもは考えながら、このことをさらに検討すべきだと思っておりますので、検討いたしますということだけは約束申し上げます」

前の長崎市長といい、厚労相の答弁の中にも在外被爆者対策がすでにこれまでのような「属地主義」による法の運用では、理屈が立たないところまでできていることが分かる。現行法では交通事故等被曝と関連がない限り、被爆者が死亡したときは一律十九万三千円が支払われる。二〇〇三年度は国内で七千五百五十七件に支給された。

内外格差をこれ以上広げないためにも、いたずらに先のぼしすることなく、早急に人道的措置をとるべきである。

被爆六十年・在外被爆者「訪日団」同行記

中島竜美

今年の厚生労働省交渉については、新年早々在ブラジル原爆被爆者協会の会長・森田隆さんから呼びかけがあった。昨年〇四年度から実施されることになっていた「保健医療助成事業」が一向に捗らず、今年度にずれ込んだことから、南米に限らず韓国・北米の協会も同様、業を煮やしていた点では同じだった。

一方、日本は国会の事情や代ったばかりの尾辻厚労相の日程があり、最終的に二月末から三月はじめと決まった。この間、議員懇の事務局長を金子哲夫さんから受け継いだ斉藤鉄男さん（公明・衆）には、スケジュール調整で大変お世話になった。今年被爆六十年を迎え、反核・反戦の動きが拡がりをみせる中で、戦争の後始末として残された在外被爆者問題は、あらためて問い直されることになりそうだ。二月二十七日、東京の定宿になっている私学会館に各国の代表が集合、アメリカからは亡くなられた倉本寛司さんに代って遠藤篤さんが参加された。

韓国からは会長に返り咲いた郭貴勲さんが、そしてブラジル組は相変わらずお元氣な

森田さんと綾子さん御夫妻、それに初めて飛行機に乗ったという裴泰一さん（別稿参照）、一足先に来日して広島からかけつけた渡辺淳子さん。諸参加の方も含め、この十年国境を越えて絆を深めてきた間柄だけに、言葉はいらない心の通い合いがあった。

▼ 国に要望書提出 ▲

二月二十八日。尾辻厚労相との折衝に先立って、午後三時から坂口前大臣と面談できることになる。大阪から市場淳子さん、広島から豊永恵三郎さん（市民の会）と田村和之さん（在アメリカ・在ブラジル被爆者裁判を支援する会・代表世話人）が上京、衆院第一議員会館で話合いの場が持たれた。この席からアメリカの友澤光男さんも参加された。

大臣の肩書がとれて坂口さんの話し振りは終始なめらかだが、任期中に居住国での医療助成を打ち出したこともあってか、後の状況変化を気にしているようにみえた。

その坂口さんが議員懇の顧問を承諾したと聞き、海外代表、支援者一同で祝福する。

五時半からの大臣折衝は出席する人数が制

限されたため、支援者の面々は待機することになり、海外代表、田中被団協事務局長と、議員懇の代表が出席した。

何しろ限られた時間内に三団体の意向をどう伝えるか、前日から海外代表は頭を悩ませていたが、こんどの「要望書」（別稿参照）に盛られたうち、ほぼ一様に訴えていることを上げると次ぎの三点になる。

①居住国から被爆者手帳・健康管理手当等申請手続ができるようにすること。②保健医療助成の上限枠（原則年間十三万円）を撤廃して日本の被爆者と同等の扱いにすること。③まだ「手帳」や「手当」を取得していない被爆者に救済の道を開くこと。また北米・南米はこれまで隔年に行われてきた健康診断のための「医師団派遣」の実施箇所を増やすことを上げている。

そのいずれをとっても当事者にはギリギリの要求に過ぎない。本当に言いたいことは戦後五十年放置してきた国への『補償』だが、それをじつと堪えてこれまで共同交渉を続けてきた。その怒りは一連の訴訟に盛り込まれているが、これに対しては国側の控訴・上告によって持久戦を強いられているのが現状である。大臣室から出てきた代表たちからは、具体的な成果は得られなかったものの、一樣に大役をはたした安堵感の表情が伺えた。

担当官との交渉

三月一日。午前中北米と南米の代表は日本被団協を訪問。南米組に今度同行した裴さんは、被爆の証人探しの記事を被団協新聞に掲載して貰い、昨年運よく隣りに住んでいた人が見つかったことから、やっと「手帳」が取れるようになったそのお礼に來たのだ。また北米の遠藤さんは、国が始めた医療助成事業の申請先が、公衆衛生協会となっており、書類を携え説明を求めにきた。厚生省の外郭団体である公衆衛生協会は、国内では二世健診等を受け負っているが、海外から提出する書類が複雑な上、まだ実施もされていないのに○四年度末までに医療費の自己負担分の申請書を請求してくる等、現地では困惑しているという。

そもそも今度の医療費助成は、これまで国外へ直接手を差しのべてこなかった国の施策としては大きな政策転換である。しかし、国内で保険との併用となっている現行法の建前を、そのまま海外に当て嵌めようとするところに無理がある。

遠藤さんに言わせれば保険(民間の)によってかかる病院も違い、高い保険料を払っている人は医療費が安く、一概に自己負担金で線を引いても意味がないという。

同日午後二時から、昨日と同じ衆院第一議員会館で議員懇談会に続き、厚生労働省から石井総務課長以下担当官四人が出席して話合いに入る。支援側は前述の上京組三氏を含む市民会議メンバー等が参加した。冒頭韓国の郭さんが発言、「まだ協会員のうち八百十二人が手帳を取れていない。以前、今後三年間で全員取れるようにすると伺った。今年がその三年目になるので大いに期待している」と釘を差した。

続いてブラジル・北米からも同様の意見が述べられ、友澤さんは「亡くなった倉本さんの志を汲んで欲しい」と訴えた。

途中、顧問就任挨拶に再び顔をみせた坂口議員から「残された問題は法律を詰めること」「先ずは生きている方のために最大限の努力をしたい」。これに対しては支援者側から市場さんが「亡くなられた方の問題を忘れないように」と対酬、係争中の裁判の現状を紹介して「できれば裁判を起こさなくて済むようになるのが願い」と述べた。

また、徴用工被爆者裁判の座間弁護士が今度の広島高裁判決の要旨を報告、「原告のうちすでに十八名の方が亡くなっている。原告が生きているうちに政治解決を」と結んだ。終わりに郭さんが医療助成費の上限問題にふ

れ、○二年度以来新規事業の実施団体になっている大韓赤十字の役割を説明の上、「十一」三予算の全額を任せてはどうか」と提案したが、石井課長からは「行政としては認められない」と判で押したような答えが返ってくるばかりだった。

この日、議員懇からは八名の衆・参議員と代理人(秘書)が出席、主として議員立法法や法改正の提起が行われた。

海外代表と面談した尾辻厚労相も「後は理屈の立て方」と述べていたという。

こうした一連の発言は法律の枠外ですめられてきた新規事業の中で、すでにさまざまな矛盾が生じていることを裏書している。その大半はいまだに在外被爆者を「国内に居住も現在もしない被爆者」と規定してはばからない行政の基本姿勢にあり、山積した問題解決の突破口を開くには、ぜひとも立法院の決断を切望したい。

× × ×

三月二日。無事日程を終えた海外代表たちは、旅装を整えて旅立っていった。

議員懇談会報告

(05・3・1) 第一議員会館第四会議室で

新たに議員懇事務局長となられた斎藤哲夫議員(公明)のご努力により、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が開かれ、多忙のなか、後述の議員たちが出席されました。

出席議員は、斎藤議員ほか、挨拶順で、黒岩宇洋議員(無)、金田誠一議員(民主)、阿部知子議員(社民)、山本孝議員(民社)、土井たか子議員(社民)、坂口力議員(公明)、井上聡議員(共産)。ほかに、山本喜代宏(社民)・松野信夫議員(民主)の秘書氏出席。

傍聴者は、健康課総務局石井課長以下、厚労省の担当者役人が五名。(ブラジル・アメリカに調査に行った佐野・菊田両氏は、特に森田会長の指名で出席)

支援の市民団体は、日本被団協。韓国の原爆被爆者を支援する市民の会、在韓被爆者市民会議、ブラジル被爆者支援の会、三菱徴用工裁判弁護士団が傍聴。

席上、まず司会の斎藤哲夫議員より、郭高裁判決を真摯に受け止めて在外被爆者行政を前進させた坂口元厚労相に、議員懇特別顧問に就任してもらいたいと提案、拍手のもとに承認される。

次に、在外被爆者四団体代表の挨拶と要望が次ぎのとおりにあった。

韓国原爆被害者協会会長郭貴勲氏

「三年前の二月大阪高裁判決、同月一八日の厚労省発表のさいには、皆さんにお世話になりました。ヒバクシャはどこにいてもヒバクシャ、と当たり前のことがようやく理解され、これで終わったと思っていたが、まだまだ終っていない仕事があります。」

もう大筋の道は開けています。少しだけの努力で全て解決するのではないか。
被爆六十年の今年、何とか終止符が打たれるように希望します。

韓国被爆者の現状は、協会登録者三二〇名、手帳保持者一七五〇名。手帳を取れて会員が八一二名。健康管理手当をもらっていない者が六十名。確認諸保持者が二〇二十名。つまり協会の三分の一が援護法の適用を受けていません。本人の責任もあるが、日本自治体の責任もあります。

本年中には手帳をすべて取ることができるようにならねばならない。一番重要なことは手帳を取ること。これが会長である私の歴史的使命であると思っています」

米国原爆被爆者協会会長・遠藤篤氏

「健康管理手当・医療手当がはじめて実施され、一同喜んでいきます。まず感謝の気持ちをお願いします。」

昨日、大臣に要望書を出しましたが、どこにいても手帳を申請できるようにしていただきたい。

また二年に一度の検診団の訪米は、被爆者にとっては日本語で病状を訴えられる唯一の機会です。大変有りがたいのです。

英語では半分もわかりません。特に八〇歳くらいの被爆者には専門用語はほとんどわからないのです。大丈夫、と日本語で言われるだけでも、精神的な助けになります。

できれば東部アメリカにも機会を与えてほしいと願います」

在ブラジル原爆被害者協会会長・森田隆氏
「ブラジルでは一三六名がもらえました。あらかた手帳をもらうことができ、皆喜んでおります。あと八名がまだです。」

一番願いたいことは、寝たきりで訪日できない三十数名が、現地で健康管理手当を受けられるようにしてほしいのです。

ブラジルでは医療保険が大幅に変わり、保険に入っていない六七十名が、三月提出の厚労省書類にとまどいました。隣に同席している裴さんは、韓国人ですが、今回やっと手帳をもらえることになりました。」

裴泰一さん

「四十年前ブラジルに渡りました。二十年前サンパウロ新聞で森田さんが協会を作られているのを知り、連絡を取りました。二〇三ヶ月前、手帳が取れるとの知らせがきました。日本で生まれ、十九歳のとき被爆、二十歳で韓国に帰り、二十年おりました。一切原爆を受けたことを話したことはありません。弟が鉄道にいて被爆、その弟が広島にもどるとき付いて行って入市被爆したのです。弟は帰国十五年後に死にました。」

北米被爆者の協会会長・友澤光男氏

「郭さんのご努力と郭さんを支援する市民の

会の協力の賜物で、手帳を取れるようになったわけで、心から感謝しています。

早期実現してくれた坂口元大臣と議員懇の皆様のご助言に感謝します。

日本に來れないため、手帳をもらえない、手当をもらえない人たちがたくさんいます。この人たちは日本国のために努力してきた人たちであり、日本を母国として愛してきた人たちです。事情で訪日できないために手帳あるいは手当がもらえず、肉親の母親に棄てられた気持ちでいます。

どうか在外からでも、手帳・手当が取れるようにしていただきたい。実現していただければ二十数年間、毎年毎年訪日して努力しつづけられた故倉本元会長も、奥様はじめご家族もさぞ喜ばれることと思います。何とかうまく方法を見つけてほしいのです。」

次に出席各議員よりそれぞれ要望実現に国会の場で尽力する決意表明がなされた。

韓国の原爆被害者を救済する市民の会会長・市場淳子氏からは、感謝とともに、風穴を開けるには裁判しかなかったこと、現在九件係争中であること、これらはすべて在外被爆者の「人間として平等に扱ってほしい」という人間としての叫びであり、葬祭料の要望もそこから来る、原告はほとんどが八十歳前後になっているゆえ、是非本年で最終決着してほしい、と。

最後に、三菱徴用工裁判の在間弁護士が勝訴した裁判について説明。

「九五年一二月に提訴。元徴用工四六名が原告になりました。

九九年三月二五日、第一審で敗訴しましたが、〇一年の郭裁判で、四〇二号通達について、裁判所の考え方がガラッと変わりました。

〇五年一月一九日、広島高裁では四〇二号は違法と断じ、国は原告に一〇〇万円の慰謝料を払うことを命じたのです。原告はさまざまで、手帳が取れていないものもいるし、手当が取れていないものもいます。寝たきりで家から一步も出られないイ・サンニョンさんもしました。最も後遺症がひどいものが援護対策から外れるのは理不尽です。

判決について説明するよりその一節を読みましょう。

『孫振斗訴訟等を契機に被爆者健康手帳が交付される途が開かれ、ようやく救済が期待できる兆しが感じられた途端に、四〇二号通達が発出され、従前にも増して、一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなった。そして、高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起して在韓被爆者援護の必要性や四〇二号通達の違法性を主張するという具体的な行動にまで出ざるを得なくなったものであり、控訴人らが精神的損害というに足りる多くの複雑で深刻な感情を抱かされてきたことが認められる。』

原告たちがなぜ提訴にふみきったか、その気持ちの内奥がよくわかった判決でした。

高齢者が元気なうちに法の趣旨に沿った正しい行政が行われることを望みます。」

第二部として、厚労省役人と在外被爆者各団体との新規事業についての具体的な質疑応答に移る。

新規事業の医療助成事業についての応答が多かった。在日本の被爆者の場合、被爆者援護法によって、医療時の自己負担金を国が支出し、無料治療となっている。医療助成事業では在外被爆者の治療費を国が支出（上限をきめて年間一三万円以下）しようというのが、それぞれ日本と異なる医療実態があり、被爆六十年後にその異なる医療実態をよく調査もせずに実施しようとしているため、なかなかむづかしい。特に保険に入っていないければ病院へ行っても治療を拒否されるという万事金次第のアメリカでは、金があって良い治療が受けられるものが多く助成され、貧しいものは助成が少なくなる、といった矛盾も生じるようだ。

ブラジルでも保険制度が大きく変わり、貧しい被爆者は保険にはいるのが無理になっている。帰国治療では、旅費をふくめ、一人当たり一〇〇万円かかる治療を、現地での治療なら同じ金で、もっと多くの人が治療を受けられるはずだ、とのもつともな意見も出る。郭さんが一言。「日本の被爆者と同じにやってくれば何も言いません」

この席に、昨年まで必ず見えていた、故倉本寛司氏の姿がないことがとても淋しい。

(石川逸子)

一年ぶりの訪日

在ブラジル原爆被害者協会会長 森田 隆

在外被爆者の救援事業を日本政府に求めた
め、昭和五十六年七月ブラジル国サンパウロ
市に「在ブラジル原爆被害者協会」を創立致
しました。当時は厚生省の衛生局長が出した
402号通達により在外被爆者は差別を受け
苦しい戦いを続けてきましたが、私たちは、
韓国・北米の被爆者協会と力を合わせ交渉を
続けてきました。

在外被爆者にも日本在住被爆者と同じ援護
をと訴えて、二〇〇二年末に大阪高裁で勝訴
した韓国の郭さん裁判の結果「被爆者は何処
にいても被爆者」都の念願が叶い被爆者に明
るい笑顔が出るようになりました。今回私達
夫婦は、ブラジル在住で韓国籍のバイ・タイ・
イル氏の被爆者健康手帳取得に同行してきま
した。彼は京都で出生し広島で被爆していま
す。

二月二十七日東京に着き、翌二十八日、米
国・ブラジル・韓国に在住する被爆者が健康
手帳の取得を居住地から申請できる制度の実
現を柱に援護策拡充の要望書を、尾辻厚生労
働大臣に手渡しました。これより先、坂口前
大臣にお会いお礼と記念品を渡しました。

坂口前大臣は議員懇の顧問として協力頂く
ことになりました。また、ブラジルにも来ら
れた河井克行氏も議員懇に参加が実現いたし
ました。三月二日、東京の行事を終わって
に空路で帰りました。バイさんは待望の健康
手帳を広島県庁で受け、その後共立病院に入
院しました。

四日、広島市に三団体で表敬訪問、守田局
長に要望書を渡し、広島県庁では佐々木室長
と会い、一時半に市役所で記者会見を行いま
した。その夜、支援の会の歓迎会が鯉城会館
で開かれ楽しい一時を送りました。在外被爆
者には忘れられない金子哲夫元議員も参加さ
れ懐かしい支援の方々と一年振りに会い感激
しました。

思い起こせば二十年前、厚生省を訪れブラ
ジル在住被爆者の支援を要請しましたと
き、担当課長の「貴方達は日本を出て外国に
行く行為をしたので、援助は出来ませんブ
ラジル国に要請されたら・・・。」と言われ、
無念の涙を流しました。当時の被爆者仲間も
多く亡くなり残念な気持ちで一杯でした。あ
れから十九年厚生省衛生局長通達402号の

違法が裁判により明らかになりました。

在ブラジル被爆者協会は今日まで誠実に政
府に要請を続けてきました。平均年齢七十二
歳の被爆者は母国よりの援護を受けることで
喜ぶ人が出た一方、被爆者手帳が有りながら
老齢また病床にあつて訪日できず管理手当が
受けられずに呻吟している被爆者が約三〇〇
名居るのです。

又、今回の在外被爆者医療費助成事業につ
いても南米では医療保険を年間十三万円上限
援助とありますが、多くの被爆者は老齢と貧
困のため、保険に入れない事情があり、ここ
でも差別が生じています。このように今後の
課題が山積みしていますが、残り少ない在外
被爆者のために団結して最後まで力を合わせ
頑張っていきます。

三月二十一日長崎に夫婦で訪れ、平野伸人
氏を始め支援の人々に迎えられ翌二十二日、
長崎市に対し在外被爆者への被爆者健康手帳
の円滑な発行や日本政府による在外被爆者保
険医療助成事業の改善や「来日条件」の撤廃
に向けて尽力するよう要請を行いました。

今回の訪日が今後のブラジル在住被爆者の
懸案の援護対策に繋がる事を強く信じており
ます。今後とも変わらぬ支援を心からお願
いします。

平成十七年三月二十八日

裴泰一さんの戦後

石川逸子

今回、被爆者健康手帳がようやく交付されることになって、はるばる訪日された七九歳の裴泰一さん（以下ペ・ティルさん）。

日本へは六十年ぶりの訪問で、初めて乗った機中（サンパウロから成田まで実に二四時間）でひどく体調を崩され、（手帳を取りに行くための旅で死んでしまったらどうなるのか！）不安な思いにかられてしまったという。この一事を見ても、現地での手帳給付がなされないことがいかに高齢の被爆者にとって苛酷であるかわかる。

在ブラジル被爆者のなかで、唯一、韓国人であるペ・ティルさん。

伺えば、その一生に日本の植民地支配の傷跡が深く刻まれていた。

ペ・ティルさんは、在日二世として、一九二六年、京都西陣に生まれている。六人兄弟の長男であった。

そして、一九四五年に一家で中国山地にある広島県山県郡中野村（現北広島町）に移住する。製鉄所向けの炭焼きで生計を立てるためであった。朝鮮人の家が二十軒ほどあったという。

当時、一九歳のペ・ティルさんは親の意思により結婚していて、妻、朴点俊さんは十六

歳。

「そのとき両親に弟五人、母は身体が弱く家事いっさいは妻がしていました。妻には本当に苦労をさせましたので、頭が上がりません。ほら、テレビの「おしん」あんなもんじゃありません」

一九四五年八月六日、原爆投下時、ペ・ティルさんは村にいたが、十六歳の弟、京煥さんが機関車助手見習として広島ではたらいしており、被爆する。

ちょうど機関車が広島駅から宇品方面に向かって走っているとき、被爆。窓から出ていた顔が焼かれる。翌日、弟は、水ぶくれの顔に機械油をぬりつけた姿で帰ってきた。

五日後に広島鉄道機関員養成所寄宿舎にもどるという弟を、ペ・ティルさんが付き添っていき、ペ・ティルさんも入市被曝してしま

う。

「まだ戦後を背負う人ー唯一の韓国人被爆者、闘病生活つづけひっそり」と、ペ・ティルさんを取り上げた一年前のサンパウロの日系新聞記事（七・二四日付け）によれば、広島に足を踏み入れたときの情景、「倒れた電車の中の焼けただれた死者、各所で死体を焼く臭い、焼け野原の中の墓石が真っ白に

なっているのが今でもまぶたに鮮明に残っている」と。

同年一月、ペ・ティルさん一家は父の生まれ故郷、韓国・大邱に帰国する。妻は身重であった。

日本に生まれ、日本語しかしゃべれないペ・ティルさん夫妻にとって、さぞ、きびしい日々であつたろう。

二十年韓国にいても、母語が日本語であるため、いまだに新聞などハングルより日本語で読むほうがずっと楽だというペ・ティルさんは、ユーモラスに言われた。

「南北動乱のときには、韓国語がわからなかったで、北か南かどちらを支持するか言われてもポカーンとしているだけ。おかげで命拾いしました。」

市の北側に川があつたため、戦場にはならずにすみ、避難もせずにすんだ。

若い京煥さんは兵隊に取られた。「貧乏人が連れていかれるんです。金持ちは兵隊にされずにすんだ」

韓国でのペ・ティルさんの暮らしはちょうど二十年。韓国電力に勤めていたが、一家の暮らしは苦しかった。働き場所がないため、兵役を終った息子が、酒を飲んでぶらぶらしているのを見て、このままではいけない、生活をなんとかしても変えねば、思っているところへ、カトリック教会で南米移民を募集しているのを知り、応募する。大きな土地がある

から好きに農業ができて良い暮らしができる、という話にとびつき、一家一人で自費渡航したのだった。

「父母、第三人、子ども四人、それに私たち夫婦、一人で行ったのです。」

直接被爆者の京煥さんは残ったが、それから二三年後に亡くなる。原因不明の病気で、「なにしろ山奥で、医者になどいつペ・ティルさんも診てもらわずに死んだのです。」遺児である長女も、奇形で生まれ、一年後に亡くなったという。

「韓国にいるあいだは、原爆がどういうものかも全くわからず、口にしたこともありません。日本は天皇陛下生かすため、原爆の怖さ伏せたのではないですか」

温厚なペ・ティルさんが、ひとこと言われた。

ブラジルへ行ってみると、土地は痩せており、どんなに働こうと一家一人の暮らしのメドが立つところでない、家賃も払えない、とほどなくわかり、ペ・ティルさん一家は農業をあきらめて町へ出る。そして、食うためにあらゆる仕事をした。

そのうち、手先が器用だったため、縫製の仕事で生活は順調になっていった。

「下着を縫ったり、表裏どちらでも着られるジャンパーがよく売れたり、もうかりました。」

下着製造会社がよい業績をあげて安心となったところで、会社を息子にゆずり、苦勞した妻とわずかな晩年をすごすつもりだったが、「強盗に三回入られ、財産を失い、また最近是中国から安い品物がどんどん入ってくるため、税金も払えない状態です」

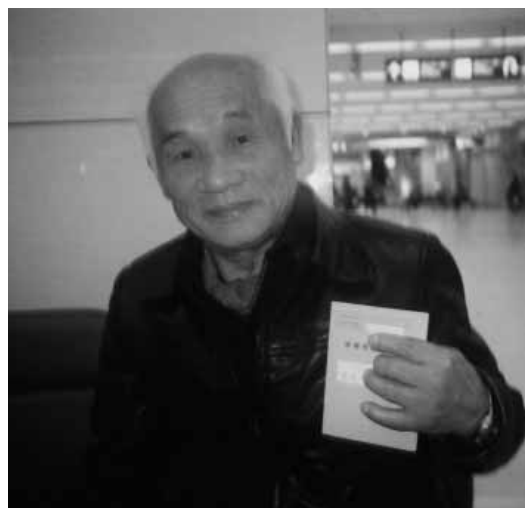
先述の日系新聞によれば、入市被爆者であるペ・ティルさんも、ずっと「病気のデパート」と語るほど、病気がちであったらしい。

記者のインタビューにペ・ティルさんは、援護法の適用を望み、「陽の当たらない戦後を早く終らせてもらいたい」と語っている。そのときからも実に、一二年経って、ようやく手帳を手にするわけだ。

ペ・ティルさんについては、在ブラジル被爆者協会会長の森田さんがよほど気にかけて、訪日のたびに何とかしてあげたい、と働きかけておられたものの、なかなか証人が見つからなかった。

森田さんの願いを受けて、日本被団協（東京）の機関紙に証人探しの記事が載り、昨年六月、当時、隣人だった村上平人さん（七十歳）が名乗り出、手帳交付にこぎつけたものである。

例えば、現会長郭貴勲さんの裁判闘争（その闘争を担った「韓国の原爆被爆者を支援する市民の会」の存在も大きい）によってようやく、在外被爆者への援護の道が大きい一歩をふみだし、その郭さんの闘争により救われ



た在ブラジル日本人被爆者たちが、ブラジルでは唯一の韓国人であるペ・ティルさんの手帳取得に力を尽くすなかで、日本の被爆者団体の協力、また村上さんの名乗り出によって、ようやくペ・ティルさんの希望がかなったことになる。被曝六十年目の手帳取得。

新聞報道（朝日・05.3.8）によれば、広島病院に検査入院中のペ・ティルさんを村上さんが訪問、六十年ぶりの再会をはたして、手をにぎりあったという。

なお、韓国にも、アメリカにもブラジルにも、中国にも、ペ・ティルさんのように、手帳取得を望みながらかなえられない在外被爆者たちが、「陽の当たらない戦後」が終るのを待ち望んでいるはずである。（石川逸子）

尾辻秀久 厚生労働大臣 様

要望書

“被爆者はどこに居ても被爆者”であることが認められた大阪高裁の判決があつてから、もう2年余りになります。しかし、在外被爆者は未だ日本国内被爆者と同等な援護を受けることができずに苦しんでいます。

私たち韓国の被爆者は800名余りが未だ被爆者健康手帳も取れずに無援護のまま放置されています。また、手帳はあっても手当が受けられない被爆者が60名余り、被爆確認証が交付されず手当が受けられない被爆者が10名います。

その原因は、長年にわたって韓国の被爆者を排除し続けた402号通達にあります。被爆してから60年も過ぎましたから、被爆者の記憶も喪失し、証人探しも困難を極めます。さらには402号通達廃止後も、私たちへの援護を拒む大きな障壁が、日本側に残っています。其の障壁を下記のごとく項目別に列挙しますから、早急に解決してくれるよう、強く要望いたします。

記

- 1、手帳を取るためには日本に行かなければならないし、一旦手帳を取得した後にも、手当を受けるためには又日本に行かなければなりません。これは、高齢で病気に苦しむ被爆者にとっては耐えがたい条件ですから、日本に行かなくても手帳を取ったり手当を受けたりできる方法を考えて下さい。
- 2、「在外被爆者保健医療助成事業」では、医療支援に一人当たり年間13万円の上限線がありますが、治療中上限線のため治療を中断することはできませんから、日本の被爆者と同じく上限枠は撤廃すべきです。
- 3、葬祭料は在外被爆者には払えないとのことですが、被爆者が何処で死のうが、その人が被爆により苦難の人生を生きたことは変わりありません。死者を慰める香料代くらいは法外の金でもいいから払うのが、人間の道だと思います。
- 4、今年は、在外被爆者の実態調査を実施すると聞いていますが、被爆後60年も過ぎたので遅くなり過ぎた感がありますが、一生涯後遺症で苦勞している在外被爆者に差別のない援護が実施される為の、画期的な調査になることを期待しています。

死者までもが差別されることなく、すべての在外被爆者が日本の被爆者と全く同等の援護をうけられるまで、一々裁判で解決せねばならない現況が、一日も早く改善されるよう願っております。

終わりに、広島高裁の判決を重く受けとめ、早急にその間在外の被爆者が受けた402号通達による被害が癒されることを、切望いたします。

2005年1月

社団法人 韓国原爆被害者協会

会長 郭貴勲

厚生労働大臣 尾辻秀久 殿

2005 年 2 月 28 日

在外被爆者援護の充実にかんする要望書

在外被爆者も被爆者援護法上被爆者として認められるようになり、在外被爆者援護は画期的な第一歩を踏み出しましたが、なお課題が山積している状態です。「被爆者はどこにいても被爆者」です。「在外被爆者に関する検討会」は、「人道上の見地からは、その居住によって援護の程度に差をみることは不合理である」と内外被爆者の平等取扱いを要求しています。私たちも、基本的にはこのような立場にたち、現時点において、米国在住の被爆者にとって切実かつ焦眉の課題について、以下のように要望いたします。

- 1、 在外被爆者の居住地から健康管理手帳や諸手当の申請ができるようにしてください。米国から日本に行くには、航空機を用いても 10～10 数時間もかかります。このような長時間の旅に耐えられず、日本に行けない被爆者が少なからずいます。未だ被爆者健康手帳を所持せず、あるいは、諸手当を受給できずにいるこれらの被爆者は、日本国による救済、援護を待ちこがれています。
- 2、 在外被爆者の居住地から健康管理手当の申請ができるようにしてください。被爆者健康手帳を所持し、病身で健康管理手当の申請ができる資格を有しながら、健康、経済、時間上の都合で、日本に行けないう管理手当の申請ができず、手当を受給していない者が増えている。
- 3、 「 在外被爆者保健医療助成事業」の上限を撤廃してください。ようやく「 在外被爆者保健医療助成事業」が開始されましたが、助成額に上限が設けられており、とうてい実態に即したものではありません。日本の被爆者と同じように、上限のない医療支援がなされることを要望いたします。
- 4、 北米被爆者検診の充実にについて。
隔年毎に行われている検診は、病気の早期発見と、 在外被爆者にとって唯一日本語による検診であって精神的に大いに力付けられています。被爆者の高齢化と、健康上、遠方の被爆者は長時間の旅に耐えられず検診に来れなくなっていますので、東部や、中部にも検診地を増やしていただきたい、また国内と同様に受診者への交通費等の実費の支給をお願いします。
- 5、 本年に予定されている被爆者実態調査では、世界各国に居住する被爆者をもらさないようにするとともに、 在外被爆者の生活実態が正しく把握できるものにしてください。

米国原爆被爆者協会 会長
遠藤 篤

尾辻秀久 厚生労働大臣 様

2005年2月28日
在ブラジル原爆被爆者協会
会長 森田 隆

要請書

- 一、被爆者健康手帳の発行事務を円滑にしてください。
広島、長崎両県市に被爆者健康手帳の無い方が申請をいたしていますが、一昨年から未だに返答を貰っていない方がおられます。一日も早く解決して下さいますようお願いいたします。また手帳申請を居住国から出来るようにしていただきたい。
- 二、年老いて、病気がちで日本に帰国治療の出来ない被爆者の、健康管理手当の申請を一日も早く居住国から出来るようにして頂きたい。
- 三、このたび実施されることになりました在外被爆者保健医療助成事業ですが、2004年度分は、ブラジルでは約半数以上の被爆者が保険に入っていない為、この事業の対象外になっています。(昨年2月に厚生労働省との話合いの時は全員加入が条件になっていた。その後厚生労働省から指示はなかった。そして、無理だと言われた保健助成は加入しているひとだけに援助が行われることになった。)
ブラジルでは日系病院もあり、広島、長崎で研修を受けた医師、看護師、栄養士が働いています。この病院では何時でも被爆者が診察、治療をしてもらえるよう、これらの病院を指定病院にするなど、医療助成事業の方法をもう一度考慮して頂きたい。
- 四、 年老いて、病気がちで帰国できず、健康管理手当も支給されず、金銭的理由から医療保険にも入れない被爆者は、このたびの保健医療助成事業の対象にもならない。手帳をもっている被爆者に厚生労働省は今後どのような援助をなさるおつもりですか。

広島高裁

旧三菱重工徴用工らの訴えを取り上げ、 国に慰謝料支払いを命ずる

本年一月十九日、朴昌換さんほか三九名の旧三菱重工徴用工ら原告に画期的判決が出た。旧厚生省が一九七二年に出した「日本の外に移住したら援護の対象にならない」との 402 号通達（〇三年廃止）が、違法であり、理不尽であると指摘され、朴さんらに慰謝料を支払うことを国に命じたのだ。（国は控訴）

以下、判決の主要な部分を原文のまま紹介する。（編集部）

第三 当裁判所の判断

一、強制連行、強制労働を理由とする損害賠償責任について

（前略）

2、国内法に基づく責任について

ア、不法行為に基づく損害賠償責任について

（ア）被控訴人国の不法行為

控訴人らに対する徴用は、いずれも国家総動員法及び国民徴用令に基づいて行われたものである。控訴人らは、法的義

務を課され、やむを得ず徴用に応じたものであり、その意味では強制された連行であり、労働ということができる。しかし、その意思を抑圧されて拉致されたというものではなく、当否は別として、当時の法制下において控訴人らの徴用それ自体をもって直ちに不法行為と認めることはできない。

ただ、控訴人らに対する徴用の実施に際しては、賃金の半分を家族に送金するとか、徴用に応じないと家族も逮捕されるなどといった偽岡や脅迫と認めることはできないことなどからすれば、本件における国の不法行為について、国家無答責を理由に責任を否定することはできない。

（後略）

二、原爆被害放置等（立法不作為を除く）に基づく損害賠償責任について

1、被爆者法不適用の違法について

ア、被爆者法における「被爆者」というた

めには、その居住地又は現在地の都道府県知事等に申請して被爆者健康手帳の交付を受けることを要し、各種手当を受けるには、同様に都道府県知事等に申請して、所定の要件を満たしている旨の認定を受けることを要すると定められている。

（後略）

イ、しかしながら、被爆者法は、国家補償的配慮を根底にして、国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的立法であること、上記各申請における実質的要件は被曝の事実や所定の健康被害の存在であって、これらが肯定できるのに、やむを得ない理由で形式的要件が満たされない場合に法で定める給付を認めないのは本末転倒であること、被爆者が国内にいないても可能な給付もあること、被爆者としての地位は出国しても失われないと解されること、審査の適正、円滑に関しては、代替手段が考えられないわけではないことからすれば、上記各申請に際して、病气その他のやむを得ない理由により来日が困難な在外被爆者に対してまでも、来日しない限り被爆者健康手帳を交付せず、支給認定をしないとすることは、被爆者法の趣旨、目的に反する。

老齢や病气等のために来日することができない被爆者のあることは予測できるもの

であり、被爆者援護法は前文でわざわざ被爆者の高齢化についても言及している。また、違法と認められる402号通達が改められた後、在外被爆者からの申請が殺到した事実からは、多くの在外被爆者は402号通達の存在のために、これまで来日して申請することがなかったものと考えられる。その間に、高齢化も加わって来日が困難になつてしまった者について、現在、来日しないことを理由に被爆者法による救済を否定することは著しく信義に悖るというべきである。

以上によれば、上記各申請に当たって、原則として、申請者である在外被爆者に来日を求めている被爆者法の規定は、その限りでは不合理といえないにしても、病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者に対してまでも、例外なく来日を求めていると解するのは相当でない。そのような者については、来日することなく上記各申請を行う余地を認めた規定と解して、はじめて合理性を肯定することができ。病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者について、来日しないことを理由に申請を受理せず又は却下し、来日するまで処分しないということは、不合理な差別として違法といふべきである。

(後略)

2、402号通達に基づく損害賠償責任について

(前略)

イ、402号通達のような解釈は、在外被爆者に被爆者健康手帳の交付等を認める意義を失わせるに等しく、被控訴人国は、このような矛盾した解釈、取扱いが、失権についての明確な規定もなしに許容されるものか疑問を持つべきであつた。これと同時に、都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に失権するとしていた従来の取扱いを改めていることに關しても、原爆2法にはそのような従来の取扱いについての明確な規定はなく、したがって、法律上の根拠を欠いた取扱いであつた疑いがあり、それを是正したものと解されるところでもある。

さらに、孫振斗訴訟の第1審判決において、原爆医療法が通常の社会保障法とは異なる特異な立法であるとされ、その結論からしても国家補償的性格を併有するものと解し得ることが既に示されていたという事情もある。これは、原爆の被爆による健康被害の特異性、深刻さからしても、十分に首肯することのできるものであつた。このような事情からすれば、制度の性格が社会

保障であるとの理解のもとに、従来から同様の解釈をしていたというだけでは、相当の根拠が存するということとはできない。

出国によって失権するという解釈について法律上の根拠があるといえるのかを、原爆2法の趣旨、目的に則つて、類似する他の制度との比較等も含めて、十分に調査研究する必要がある。しかし、被控訴人国が十分な調査検討を行ったとは認められない。それにもかかわらず、誤つた法律解釈に基づいて402号通達を作成、発出し、これに従つた行政実務の取扱いを指示したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、担当者には過失があつたものと認められる。

ウ、402号通達によれば、ひとたび日本から出国すれば、被爆者たる地位を失つて各種の給付を受けることができなくなってしまう。日本に滞在し続けない以上、何らの救済も援助も受けられない。これは、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者援護法の適用を否定するに等しいものである。現在、ようやく、在外被爆者の救済の必要性が認識されてきている。被爆者の高齢化を考えると、早急な対応が望まれるが、

このように救済が遅れてしまったことについて402号通達が影響している。

エ、控訴人らが、本件訴訟を提起し、402号通達改められた際に生存していたほぼ全員が直ちにそれぞれの申請手続を行っていることから、同通達がなければ、もっと早い時期に申請を行い、認められていたと考えられる。

控訴人らは、いわれのない差別を受け、適切な医療も受けられずに暮っていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやり、在韓被爆者であるが故に放置されていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟等を契機に被爆者健康手帳が交付される途が開かれ、ようやく救済が期待できる兆しが感じられた途端に、402号通達が発出され、従前にも増して、一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなった。そして、高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起して在韓被爆者援護の必要性や402号通達の違法性を主張するという具体的な行動にまで出ざるを得なくなったものであり、控訴人らが精神的損害というに足りる多くの複雑で深刻な感情を抱かされてきたことが認められる。

通達が、本来は行政組織内部において法的拘束力を有するものとしても、402号通達及びこれに従った行政実務によって控訴人らの精神的損害が生じたことは否定できない。被爆者法は、広島、長崎で被爆した健康被害を受けた被爆者を対象とするものであり、402号通達の対象も同様である。この通達は、そのように限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分にも匹敵する実質を有する。本件と他の通達の違法の問題一般とを同様に考えることはできない。

オ、控訴人らの精神的損害については、被爆者健康手帳を既に取得している者と、そうでない者との間で差異はないと認められる。被爆者健康手帳の交付を受けていない者については、402号通達があれば、困難な事情を乗り越えてでも来日して手帳の交付を受け、各種手当の支給申請をしたであろうものが、通達のためにそれがほとんど意味がないものとされ、その後、高齢化により来日の負担が一層増大したことも考えられる。

その精神的損害が既に被爆者健康手帳の交付を受けている場合よりも小さいということはできない。また、控訴人らの精神的損害は、通達及び行政実務の取扱いが改め

られたからといって解消するものではない。

以上に加えて、被爆者法による給付の内容や健康管理手当の額、本件訴訟の提起に至る経緯や訴訟の経過等の諸事情を考慮すると、控訴人らの精神的損害に対する慰謝料としては各一〇〇万円、弁護士費用は各二〇万円が相当と認められる。

(後略)

(判決は402号通達の違法性を丹念にかつ鋭く指摘し、402号通達ゆえに在外被爆者への救済が遅れてしまったことを突き、来日が困難な被爆者にまで、来日しなければ手帳交付・手当支給認定もしないとの厚労省の行政は、被爆者法の趣旨・目的に反すると断言した。

もはや402号通達に象徴される在外被爆者への差別行政は、この判決によって完膚なきまでに叩かれたといえる。厚労省は控訴したが、「被爆者はどこにいても被爆者」であることをあらためて立証したこの判決を真摯に受け止めて、一刻も早く在外被爆者への援護法の完全適用をおこなってほしいものだ。なお、判決文中の傍点は編集部)

「国境を越えるヒロシマ・ナガサキ
ー在外被爆者写真展」のお知らせ

笹本征男（運営委員）

在韓被爆者問題市民会議では実行委員会
の方式で、本年（二〇〇五年）の七月二十六
日から三十日まで、「国境を超えるヒロシマ・
ナガサキー在外被爆者写真展」の開催を予
定しています。開催の趣旨を簡単に述べま
す。

若い世代に伝えること

今年は第二次世界大戦の末期、敗戦の色
が濃かった日本に対して、アメリカ軍機が一
九四五年八月六日、広島市に、八月九日、
長崎市に歴史上最初の原子爆弾を投下して
から、六十年になります。現在、被爆者の
平均年齢は七十歳を越えています。

若い世代にとって、ヒロシマ・ナガサキは、
はるかに遠い過去の出来事と思っても不思
議ではありません。このような状況のなかで、
被爆者のことを若い世代に伝えたいと思ひ
ます。

在外被爆者とは？

在外被爆者とは、現在、日本以外の外国
に住んでいる原爆被爆者のことです。具体
的には、韓国、アメリカ合衆国、ブラジルな
ど二十数カ国（正確な調査は行われており
ません）にも生活する被爆者です。これら

の被爆者は、広島市・長崎市でアメリカが
使用した原爆で被爆した人々ですが、それ
ぞれの歴史は違います。

在外被爆者の中で最も数が多い韓国の被
爆者は、日本の朝鮮植民地支配の結果、朝
鮮から強制連行などによって日本に來なけ
ればならなかった歴史があります。そして
原爆に被爆したのです。日本が戦争に負け
た一九四五年八月十五日（朝鮮では解放の日）
以降、朝鮮人被爆者は自らの国に帰ってい
きました。そして韓国で被爆者は生活して
きたのです。

アメリカ合衆国の被爆者は、戦後、アメ
リカ市民権を持つ人々は帰国し、その他の
人々は移民でアメリカに行きました。原爆
を製造し、投下した国に被爆者として生活
するということは、他の国の被爆者とは違っ
た面があると思います。

ブラジルの被爆者は、戦後、国の政策と
しての移民によってブラジルに渡り、生活し
てきた人々です。

また、様々な事情から中国・アジア諸国・
ヨーロッパでも生活してきた人々もいます。

韓国、アメリカ合衆国、ブラジルの被爆
者たちは日本の被爆者と共に、「被爆者は何
処にいても被爆者」との共通した気持ちで、
互いに協力して、日本政府に援護・治療の
要求をしています。私たちの会もささやか
ながら支援の手伝いをしてきました。

被爆六〇年を迎える今年、韓国・ブラジル・
アメリカで活する被爆者の姿の一部を見て欲
しいと思っています。

どうか、皆様の参加とご協力をお願いし
ます。

実行委員会開催及び会場下見を行いますの
で右記に集合してください。

二〇〇五年四月三日（土）午後一時半より
新宿全労済ホールスペース・ゼロB1入口（新
宿南口より徒歩五分）

東京都渋谷区代々木2-12-10全労済会館
B1

株式会社 スペース・ゼロ

TEL 03-33375-8741（代）



ブラジル・アメリカ・韓国からの訪日団
を迎え、概略11万円支出しました。（委
細は次号で掲載いたします。）誠に恐縮
ですが同封の振替用紙にてカンパを賜れ
ば幸いです。